

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【公開番号】特開2010-10600(P2010-10600A)

【公開日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-002

【出願番号】特願2008-171067(P2008-171067)

【国際特許分類】

H 05 K 1/11 (2006.01)

H 05 K 1/14 (2006.01)

H 05 K 1/02 (2006.01)

H 01 R 12/72 (2011.01)

【F I】

H 05 K 1/11 D

H 05 K 1/14 E

H 05 K 1/02 C

H 01 R 23/68 3 0 1 B

H 01 R 23/68 3 0 1 F

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板の端部近傍に電極を有し、前記電極が設けられた端部がコネクタに挿入されることで、前記電極が前記コネクタに設けられたコンタクト電極と接触して電気的な接続が行われる回路基板において、

前記基板の前記コネクタへの挿入に伴う前記コンタクト電極の停止位置と前記基板の端部との間に、前記電極の電極面よりも低く形成された凹部を備えることを特徴とする回路基板。

【請求項2】

前記凹部の深さは、前記基板の絶縁層上に配置された前記電極の厚みに等しいことを特徴とする請求項1記載の回路基板。

【請求項3】

前記凹部は、前記電極と同時にエッティングにより形成されていることを特徴とする請求項2記載の回路基板。

【請求項4】

前記電極をシート状の絶縁層上に形成したシート基板層を有し、前記凹部の深さは、前記電極を含めた前記シート基板層の厚みに等しいことを特徴とする請求項1記載の回路基板。

【請求項5】

前記基板の端部にテープ面を有し、

基板の挿入方向に直角な前記凹部の幅は、前記コンタクト電極の摺擦幅よりも長く、

前記起立面は、前記テープ面よりも基板の挿入方向に対する傾き角度が大きいことを特徴とする請求項1乃至4いずれか1項記載の回路基板。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の回路基板は、基板の端部近傍に電極を有し、前記電極が設けられた端部がコネクタに挿入されることで、前記電極が前記コネクタに設けられたコンタクト電極と接触して電気的な接続が行われるものである。そして、前記基板の前記コネクタへの挿入に伴う前記コンタクト電極の停止位置と前記基板の端部との間に、前記電極の電極面よりも低く形成された凹部を備える。